

ケアラーの認知度向上に関する 令和4年度下期の取組と令和5年度の取組予定

1. 令和4年度下期の取組

(1) ケアラー支援推進シンポジウムの開催

令和4年11月15日に、ケアラーを支援するための地域づくりをテーマとしたシンポジウムを開催。一般社団法人日本ケアラー連盟理事長 牧野史子氏、福祉支援相談プリズム代表 吉田綾子氏、栗山町社会福祉協議会 高橋みはる氏等の参加のもと、ケアラーを地域で孤立させない支援の仕組みづくり等について議論した。(会場及びオンラインにより、約300名が参加)

令和4年度 ケアラー支援推進シンポジウム
支える人を、ひとりにしない。 pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/129732.html

日時 令和4年(2022年) **11月15日(火) 13:30～16:00**

場所 TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階ホールC
 (札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館)

アーカイブ
 配信
 (YouTube)



(2) 児童生徒への認知度向上に向けた取組

ヤングケアラーに関する理解向上と相談窓口の周知を図るため、令和4年12月、道内全ての小学校(4～6年生)、中学校、高等学校において、道の相談窓口の連絡先等を記載したカードを配布(約40万枚)。

北海道

支える人を、ひとりにしない。

親や祖父母、きょうだいの
 介護や援助を行う18歳未満の人を
 「ヤングケアラー」といいます。
 悩みや不安をひとりで抱え込まず
 ぜひ相談してください。

ヤングケアラーの方の専門相談窓口
北海道ヤングケアラー相談サポートセンター

TEL 0120-516-086
(平日8:45～17:30)通話料無料 ※時間外:080-4136-4129(24時間365日)通話料がかかります

住所 〒069-0822 江別市東野幌本町7-5(セリオ野幌店内)
MAIL hokkaido.young.carer2022@gmail.com

公式ホームページ

Twitter @youngcarer2022

Facebook

2. 令和5年度の取組予定

(1) ケアラー支援推進月間の設定

一定の期間に集中して広報・啓発活動を行うため、国が11月11日を「介護の日」に定めていることなどを参考に、道では毎年11月を「ケアラー支援推進月間」とし、この間に様々な広報活動を集中的に展開することとする。

	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
11月	29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	11月 介護の日
12	13	毎年11月は ケアラー支援推進月間					18
19	20						25
26	27	28	29	30	1	2	

(2) シンポジウムの開催

道内市町村や関係団体等の協力を得て、ケアラー支援の推進に向けたシンポジウムを開催する。令和3年度・4年度の実績も踏まえ、より訴求力の高い形での開催方法等を検討。

(3) 啓発動画の作成・配信

ケアラー向けの研修や介護福祉士等の専門職の養成施設等で広く活用いただけるよう、ケアラー支援の必要性や支援のポイント等をまとめた啓発動画を作成・配信。

※ ヤングケアラー向けの啓発動画は厚生労働省が作成・発信している。

(4) 「ケアラーサポーター」認定の仕組み

ケアラー・ヤングケアラー支援の研修を受講した者を、道が「ケアラーサポーター」として認定し、認定証等を手交。

(5) ケアラー支援のための簡易なアセスメントシートの作成

専門職以外の者や市町村の初任者等でもすぐに活用できるケアラー支援のための簡易なアセスメントシートを作成・周知。

(6) 児童・生徒向けのヤングケアラーに関する広報資材の作成

中学生・高校生の参加の下、年代層ごとにヤングケアラーに対する理解を深めるための児童・生徒向けの広報資材を作成し、学校教育等の中で活用。